

# 仕様書

## 1 業務名

猿の餌づけ行為禁止に係る注意喚起ポスター及びステッカーのデザイン作成業務委託

## 2 目的

屋久島に生息するヤクシマザルへ餌づけ行為を行う者の報告が多数報告されている。餌づけ行為により、餌を求めて人を襲う等の行動への影響、餌により体を壊す等の健康面への影響、生態系への影響等が懸念され、「屋久島町猿のえ付け等禁止条例」により餌づけ行為が禁止されている。

このような状況を鑑み、当財団では屋久島町民や観光客に対して猿の餌づけ行為が禁止されていることを周知・注意喚起を行うため、ポスター及びステッカーを作成することとした。

本業務では、前述の事業の成果物を基本として、屋久島町民や、観光客の目に留まりやすく、理解しやすいポスター及びステッカーのデザイン作成するものである。

## 3 規格

- (1) ポスター A1版～A4版までサイズ変更可能とすること 4色カラー
- (2) ステッカー W150mm×H45mm 片面 4色カラー

## 4 委託業務

- (1) 納期  
令和4年12月15日（木）
- (2) 内容
  - ①全体構成、レイアウトの提案及び作成
  - ②印刷用版下作成

## 5 成果品の提出等

当財団に下記の成果品を提出すること。

- ①猿の餌づけ行為禁止に係るポスターデザイン案 1点
  - ②猿の餌づけ行為禁止に係るステッカーデザイン案 1点
- ※入稿データに関しては、PDF形式データ及びAI形式データにて提出すること。

## 6 著作権の帰属

契約により制作したデザインの著作権は、当財団に帰属する。

委託者及び受託者は、本件成果物等の利用について、委託者及び正当に権利を取得または継承した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 校正

校正回数 3回以上

※別途契約締結後，最初のデザイン校正にてデザインを決定。その後，文字校正，最終校正を行うこととする。なお，上記の他に必要がある場合は適宜行うこととする。

## 8 業務の進め方

- (1) 本業務の円滑な進捗を図るため，受託者は逐次，当財団担当者と協議しながら作業を進めること。
- (2) デザイン等については，協議による変更等が生じた際は，速やかに対応すること。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り，業務内容を許可無く第三者に公表，転用及び貸与してはならない。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある又は，本仕様書に明示がない事項については，その都度当財団担当者と受託者が協議の上決定する。
- (2) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合，当財団担当者と協議の上，仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (3) 関連資料，その他貸与した資料は，委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。ただし，当財団が本業務のために必要と判断し，購入した物品で，受託者に譲渡したものについては，この限りではない。